

協議の場にご参加の皆さまへ

# 遊休農地を 農地バンク事業で解消しませんか？

～遊休農地解消緊急対策事業のご紹介～

遊休農地を貸したいとお考えの方や、農地がきれいになるなら借りても良いとお考えの方はいらっしゃいませんか？

遊休状態を解消したら近隣の担い手が借りてくれるみたいだけど、自分は体力的に困難・・・



規模拡大（就農）したいけど、空いている農地が遊休農地しかない・・・



そのような時には



借りたい農地・貸したい農地が「簡易な整備（草刈り等）で解消可能な遊休農地」の場合、**農地バンクがその解消をお手伝いします！**

## 【事業の実施要件】

○対象となる遊休農地（農用区域内の遊休農地）  
簡易な整備（草刈り等）で解消できる遊休農地



○事業の対象となる作業

- ①草刈り
- ②除礫
- ③抜根
- ④耕起・整地



受け手の方がバンクから依頼を受けて作業を行い、かかった費用を農地バンクが支払うこともできます！

○交付単価など

- ・農地バンクが解消に要した費用を**10aあたり最大4.3万円補助**します。これを超えない場合は、出し手・受け手の費用負担はありません。
- ・出し手の方は、対象農地を農地バンクに10年以上使用貸借で貸し付ける必要があります。（賃料0円）

詳しくはこちらまで



鹿児島県地域振興公社（農地バンク） 電話099-223-0223（農地課直通）  
または 農地の所在する市町村農政担当課、農業委員会